

令和6年度 第3回

開催年月日 令和6年8月6日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改定審議
公益代表	3名	2	その他
労働者代表	3名		
使用者代表	3名		

次回専門部会開催予定日 令和6年8月8日

[開会] 午前9時35分

部会長 ただ今から、第3回高知県最低賃金専門部会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日の出席者についてですが、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の計9名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項により準用されました同審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

部会長 では、先に事務局から、新しく出されました資料の説明と、全国の答申の状況について、現時点でわかっていることがありましたら、報告をお願いします。

賃金室長 本日お配りしました資料10をご覧ください。
1ページは、第2回専門部会において提出しました比較整理表に前年度の数値を入れたものです。
2ページは、消費者物価指数の頻繁に購入する品目の対前年上昇率につきまして、高知局の概数を作成しております。
中賃資料にありますのは全国数値になりますので、各々の品目に対する指数での括りとなっておりますけれども、都道府県庁所在市別につきましては、中分類が最も詳細な分類となります。品目に該当する中分類の指数をまとめて対前年上昇率を算出しております。本省がまとめている計算方法より括りが大枠になっております。

続きまして、3ページは、政府が令和5年10月からすすめております、年収の壁・支援強化パッケージにつきまして、キャリアアップ助成金の新設コースと、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化、企業の配偶者手当の見直し促進の4点の制度の見直しなどにおきまして、当局でも、業務改善助成金と一緒に周知を進めております、キャリアアップ助成金についての実施状況を表にしております。

全国では、新設コースである「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届受理件数の令和6年6月末時点の企業規模100人以下のところにつきまして、9,337件となっております。

次の4ページに各県の数値がございますが、高知につきましては、この新設ケースの計画受理件数は、現在54件となっております。

5ページは、高知の計画受理の内訳です。

この助成金は、令和5年10月から計画申請が開始されておりますが、3年間の計画によるものですので、現在把握できるのは、計画受理についての件数のみとなっております。

件数はまだ少ない状況ですけれども、当局におきましても、業務改善助成金とともに周知を図っているところです。

6ページから11ページまでは、新設ケースに関する説明となります。

次に、12ページから、東京商工リサーチによる、「2023年高知県「休廃業・解散企業」動向調査」の結果をつけております。

高知県における倒産件数は、2022年に13件であったのが、2023年に17件と4件の増加とともに、休廃業・解散件数につきましては、2022年に247件であったのが、2023年に261件と14件の増加となっていることがわかります。

続きまして、全国の答申の状況につきましては、現時点で、お配りしております一覧表のとおりとなっております。

部会長

では、審議を進めたいと思います。

前回、労使それぞれからご主張をいただきました。

労働者側からは、基本的主張から変化はない、とのことで、金額は本来あるべき水準の1,286円の提示のままではありましたが、そこに到達するまでの時間的プロセスについては考える余地がある、とのお話がありました。

使用者側委員からは、主張に変化はないが、新しい資料もあわせて、目安金額について検討した上で次回に臨みたい、というお話をいただきました。

前回持ち帰ってご検討いただいた結果につきまして、ご提示いただきたいと思っております。

まず、労側からお願いします。

市川委員

主に3要素について検討しました結果、現在のところ指し値である1,286円に変わりありません。

理由は2つあって、一覧で見ていただいたらよくわかると思うんですが、生計費が全国平均より0.25高い。その一方で、賃金はパート求人の平均で見ると、9%ほど低いんです。

高卒初任給で見ても、4%ほど賃金水準が低い。

それに加えて、この物価上昇が3%を超える状況なので、最賃近傍の労働者の生活は相当厳しい。やはり、あるべき水準を目指すべきではないかということが理由の一つです。

それから、賃金の支払い能力ですけれども、個々に見ればいろんな見方があると思うんですが、マクロで見て、決して支払い能力がないというふうには我々は認識していません。

そういう数字も出ているので、我々としては、上記申し上げた2点を踏まえて、1,286円の指し値、そのままということにしたいと思います。

付け加えて言うと、前回計算式をお渡ししましたけれども、オールジャパンの賃金の中位の60%ということは、当然生計費、賃金水準、支払い能力が含まれているものだと理解しています。

使用者側がいう4表と同じような考え方に立てる数字ではないかと思っていますので、そのことを申し添えて労働側の見解にしたいと思います。

部会長

次に使用者側お願いします。

沖田委員

最初の全員協議会から本審において、企業視察の結果であるとか、意見陳述についても参考にしましょうという話があったので、聴きっぱなしで放りっぱなしではいけないと思うので、それに対して感想を述べさせていただきます。

まず、意見陳述につきまして、県労連の牧書記長からの話でしたが、これは本来労働局でやってもらってもいいのかなというぐらいのデータをよく整理されているなと感心しました。

データを見て思ったのは、確かに賃金格差というのは多少影響しているかもしれませんが、流出を見ると大都市圏に集まっているなというのがあって、結果的には人口の多いところに産業が集中し、その産業に人が集まるといことで、一極集中というか、大都市圏に人が集まっているのではないかと感じとれて、一つの指標になったと思っております。

極端に賃金格差が大きな影響を及ぼしているとも言い難いと捉えました。

それから、民青同盟の森岡さんのお話を聴いて、私も2人子どもを大学に行かせまして、その費用に閉口しました。子どもを持つんじゃないと思うくらい非常にお金がかかる。そういう意味では、身につまされる思いをしました。

ただ、そうはいいながらも、私も反省しているんですが、子どもを大学に行かせるのであれば、親がきちんと資金力を確保する必要があったんじゃないとも思っております。私は子ども2人ともに、奨学金を借りることとアルバイトすることが条件で好きな大学に行きなさいと認めたんですけれども、県外の私立に行かれて大変でした。

そういったこともあって、意見陳述の大学生の気持ちはわからないでもないです。私も奨学金は、結局子どもと半々にしながらやっと返済し終わったところなので、いつまでも親に頼りすぎないようにしてほしい気持ちもありつつ、大学生が大変なのも理解できます。

高知の公立高校の卒業してからの進学率も今8割を超えています。そのうち、75%は県外の大学、特に近畿地方が多いことを考えると、進学の時点で県外流出は決まっているように思う。

県内にUターンする人数が、大体1割程度といわれております。残りは県外にそのまま就職している状況。人口減少、人口流出の原因というのは、このあたりから始まっているんじゃないかと感じました。

続いて、企業視察についてです。

労働者側の意見で、独身の男性はもちろん賃金は高い方がいいけど、今の賃金に大きな不満を持っていないということでしたが、女性のほうは先ほどの話と重なりますけど、子どもさんがいるのでお金が大変かかる、だから少しでも高い給料がほしいという。これはそのとおりだと思っております。

少子化対策について、子どもを持たない理由として、子どもの教育費にもすごくお金かかるから、子どもを何人も持つことには躊躇してしまうという意見もあって、このあたりも一つの大きな問題じゃないかと思っております。

また、今高知県は共働き、子育てということを非常に推進しておりますけども、高知の場合は離婚率が非常に高いということもあって、シングルマザーになれば、それは大変な生活になるんだろうなということは容易に想像できる。感傷的ではございますが、せっかく夫婦になったんだったら、子どもが成人するまでは何とか辛抱して、子どもをちゃんと育ててもらいたいなという意見でございます。

企業側の事業主の意見で印象に残ったのは、最賃が上がったことで、自社の人件費を見直す機会になったということで、最低賃金が経営を再考することにつながっているのではないかという感じもしました。

ただ、それを前向きに捉えてくればいいんですけど、マイナス思考に働くと廃業につながる可能性があると思っております。

廃業件数が結構出ているということもありますので、そういったことにならないことを願っております。

それと、人手不足もあって人件費が上がると人手に頼るんじゃなくて、機械化して人件費を削減して、その分を設備投資に充てることも考えないといけないという意見もあったかと思えます。

2045年には、人のほとんどの部分がAIやロボットに変わるんじゃないかというようなことをいわれている先生方もおられるので、そういう中で我々もAIやロボットに代替されない人間になるために何ができるのかを考えないといけない時期だと思えます。私なんかはもうこれから終わる人間なのでいいんですけど、これからの人は大変だなと思っておりまして、最低賃金とかいうレベルの話じゃなくなってくるんじゃないかという気もしております。

続きまして、金額に関して具体的な話をさせていただきます。

まず、目安額の50円の妥当性について考えてみました。

昨年の44円について、公益委員の皆さんに考えていただいた根拠というのは、3要素の評価について、賃金については第4表 Cランクの賃金上昇率が2.1%あり、対前年より0.1ポイント上昇していることに加えて、連合の集計結果の99人未満が3.36%、経団連の中小企業の賃上げ結果が2.94%と高い水準であることを考慮しているということだと思えます。

それから見ると、今年の第4表の指標1、2でCランクの賃金上昇率は2.7%と、対前年より0.6ポイント上昇している。それから、第4表3のCランクは3.1%、対前年より0.4%上昇している。

また、連合の99人未満では3.98%、中小でいう300人未満であったら4.45%と、対前年で0.8%上昇している。

経団連の中小企業では3.92%、対前年度0.98%上昇をしております。世界全体の賃上げが高水準になっているということは、最低賃金もある程度考慮していかないといけないと考えました。

労働者の生計費では、10月から当年6月の消費者物価指数が高知で3.5%上昇、直近の6月で対前年度月4.3%上昇していることを考慮して、昨年は最低賃金が消費者物価指数を上回る水準になることが必要であるとしていて、ここを非常に重要視して5.16%というある程度の金額、上昇率が出たんじゃないかと思っています。

これを本年度に当てはめると、高知市の6月の消費者物価指数は前年同月比で2.6%と発表されておりまして、電気・ガス代の補助がなくなった6

月でも、水道・光熱費は対前年度比で8.4%上昇しているにもかかわらず、昨年と比較すると上昇率は落ち着いていると見ています。

全国で見ると、Cランクでも昨年の4.0から3.5%で、物価上昇の影響については、昨年よりは低めに見るべきじゃないかと思っております。

特に今の部分は外的要因によるインフレを契機として、物価高騰が始まっております。日銀とか政府が目指す本来の内需による2%程度の安定的な物価指数とはかけ離れたところで、物価高騰が続いているということでございますので、今の状況を見ると、消費者物価指数を若干上回る程度の賃上げは必要であると考えておりますが、昨年ほどの生計費に偏った判断は必要ないのではないかと思っております。

続いて、通常の賃金の支払い能力に関しましては、昨年は高知県の業況判断(DI)がプラス9からプラス20に大幅に改善している。先行きもプラス12である、所得化比率の前向きな循環が続くもとで、持ち直しの動きが続くと見込まれている」ということ。四銀の地域経済研究所の5年の4月から6月期の自社業況の総合判断BSIがプラス8と回復している。価格転嫁率も35.6から39.3%に増加したことなどを評価されたと思います。

今年を当てはめると、高知県のDIは昨年のプラス20からプラス8に、先行きはプラス12からプラス9に、BSIはプラス6と、昨年より全体的な経済の勢いは鈍化しておりますが、先ほど労働者側からも言われたように、殊更この支払能力の部分で、変動を問題視するレベルではないんだろうなと思っております。それぞれいろんな取引とかいろんな状況があって、毎年変動するものですから、この数値を見てどうのこうのということは必要ないんじゃないかと思っております。

一番大事なのは能力の影響と価格転嫁になりますが、改善傾向にあるものの労務費がすべて価格転嫁できる環境となっておらず、今後の状況を見ていく必要があるんだろうなと思っております。

全体の3要素から見ると、賃金は全体的に上昇傾向にある、生計費は消費者の上昇率が鈍ってきており、昨年と比べると一定の相殺はできるんじゃないかと考え、企業の支払い能力は昨年と大きな変化はないと見ております。

これから考えると、今年の賃上げ状況は昨年の賃上げ率が生計費4.3%を最大限考慮した5.16%であることを考慮すると、高知市の2.6%もしくはCランクの3.5%から考えると、0.8ポイント程度評価が下がると考えております。しかしながら、賃上げが昨年は0.8ポイントから0.98ポイント上昇していることと相殺して、昨年度と同程度の5.2%程度の賃上げで、47円程度が妥当ではないかと数値的には見ております。その上で、Cランク内の四国4県との地域間格差の是正に配慮した場合や、これまで目安額より下の額で最低賃金が決まったことがないという状況から見ま

して、目安額の50円以下とするのは好ましくないと考えておりました、本来は47円を主張したいところでございますけども、目安額の50円でもやむを得ないんじゃないかと考えております。

部会長

ただ今、双方の現段階でのご意見というのをお聞かせいただきました。

本日また資料10ということで、追加の資料も出ております。

若干補足された数値などもあるかとは思いますが。

この比較表については皆さんもお分かりのとおり、中賃における公益見解で用いられた数値が全国数値でありましたので、これを高知県で引き直したらどのような数値になるかということでの比較表となっており、それを整理いただいたものということになっております。

運営小委員会の合意事項でも、「中賃の目安は最も重要な審議資料の一つとして取扱う」とされていますので、中賃の公益見解の数値を引き直してどのような高知県の現状になるのかということところなんかも、再度この表を見ながら、労使双方ご検討いただけたらと思います。

今お示しいただいたように、双方まだかなり隔たりがあると感じております。

再度歩み寄りを双方ご検討いただきたいと思いますので、今日の資料なども踏まえまして、一旦ここで中断しまして、それぞれご検討いただけたらと思います。

沖田委員

一つよろしいですか。労側から、1,286円があるべき水準だという主張があり、その中で1,286円を目当てにするけども、そこへいくまでの過程には、まだ検討の余地があるというお話をいただいたと知っているんですが、これはどのくらいの期間をお考えですか。

市川委員

政府が加重平均で1,500円到達を2030年半ばと言っています。

これに対して、それでは遅すぎるという話もあるので、2030年「までに」ということですね。30年「には」と言い方をかえると、1年差が出てくると思います。

沖田委員

私のほうで試算して、現在の加重平均1,004円を1,500円にするためには、496円これから賃上げしていかないといけない。年間大体50円ずつ上げていけば10年程度で、2030年半ばではなく、その少し前に1,500円に到達できると試算いたしました。

その中で、高知も同じように現在の897円に496円を足すと1,393円になるわけなんですけども、同じく50円ずつ賃上げしていかないと、

なかなか加重平均の1,500円に到達しない。

一方で、全国一律1,500円というような声もあるわけです。そこは非常に難しく、ハードルが高いところだと思っております、このあたりで労側と意見が合えばいいと思っている。毎年毎年使用者側がずっと反対しっぱなしで最賃決まるというのもどうなのかという気がしています。

私が委員になってから3年間の中賃の答申を見ると、すべて労使が反対して、公益見解のみが一人歩きし、それがあたかも目安額のように示されているという状況。やはり反対するばかりでもいけないのかなと思い、何とか落としどころを見つけて、きちんと経営者側にも労働者側にもこういう考えでこういう金額を設定したんだということを理解してもらうことが必要じゃないかと思っております。そういったできるだけ歩み寄りの方向で今後審議を進めることができたらよいと思っております。

市川委員

1,286円は、コンクリートしたものではないです。

およそ年に2%ずつ賃金が上がるということを前提にして、1,286円を計算しています。

年を追うことに2%ずつ上がると、実際に2030年代になると、1,500円とか1,600円、高いところ、都市部でいうと1,900円ぐらいに計算上なると思います。

沖田委員

都市部は待ってくれないでしょうね。

市川委員

労働側は1,286円を2030年にというふうにすると、現時点では大体60円、70円ぐらい上げていくという考え方になると考えています。

宮地委員

中断前に資料のことでちょっと話をしてもいいですか。

今日の資料10の3から、いわゆる年収の壁の件なんですが、この数年この答申でも年収の壁のことについて見直しをしてほしいという要望を出しておりますが、はっきり言いまして、全く年収の壁が撤廃される見通しがな

い。
今回年収の壁・支援強化パッケージというものが出されて、高知県でどれぐらい使われているかという数字を出していただきましたけれども、私の知っている経営者でこれを使ったことがあるという方に会ったことがありません。

これは労働者側の皆さんがどう捉えるかわかりませんが、最低賃金が上がっても扶養の範囲内で働きたいという方は、最低賃金が上がっても所得が増えない。最低賃金が上がって困るのは、雇用調整して時間を減らしてし

まうので、使用者側が代わりの人を見つけていかなければならない。それによって人手不足が深刻化し、コストも上がると。

最低賃金で働いていて、なおかつ扶養の範囲内で働きたい人は総所得は増えず、誰も得しない。

ですから、結局年収の壁を何とかしないとイケないんですけども、全くこれが機能していない。

私は、最低賃金が上がっても所得は増えないのではないのかと考えていたところ、先日全員協議会の陳述の牧さんの資料の中で、この数字が正しいかどうかはわかりませんが、家計収入が増えてないとなっていた。私は年収の壁が原因じゃないかと思っています。

最低賃金が上がって、家計収入は増えるはずなんだけど、家計収入は増えないということは、主たる労働者の方は、主たる労働者でお給料をもらって、扶養の範囲内で働きたい方は、その範囲内でお金をもらっているから最低賃金が上がっても家計収入も増えないということが対になっているんじゃないかと思ったので、この資料をお願いしたところです。

これは労働者側にどうこういう話ではないですけども、大前提として、最低賃金が上がったら収入が増えるという論理がそもそも正しいのかという。セーフティネットの部分でそれが必要だというのはよくわかります。

たとえば、シングルマザーさんのような一人で家計を持ってらっしゃる方にとっては絶対大事なんですけども、人手不足の状況になってくると、最低賃金付近じゃなくても、お仕事はかなりたくさんあるのではないのかと思っています。

分布を見ても、最低賃金以上のところで働こうと思ったら、いくらでもチャンスはあるんじゃないのかと思うんだけど、私の感覚では最低賃金近傍で働いている方の半分以上が扶養の範囲内で働きたい方なのではないかと思っています。

先ほど学生の話もありましたが、私も学生時代にアルバイトをしていましたけども、扶養の範囲内でしか働きませんでした。

そうすると、今でいうと103万円という、月85,000円しか働けないわけで、それ以上働くと税金と保険料を払わなければならなくなる。ここは論理的にちゃんと話しておかないと、しっくりこない。その論理が全然ないまま話されているということについて非常に疑問に思いました。

それともう一つ、価格転嫁の件なんですけども、中央のほうからも価格転嫁についてはずっと出てきていますけれども、正直申しまして、価格転嫁というのは、製造業が下請けに対して要求したりとか、下請けが受けるという話なんです。

今回初めて中央のほうから、B to Cの場合には価格転嫁しづらいと

いう文言が出てきました。本当にそのとおりで、前もお伝えしましたけども、たとえば知り合いのクリーニング屋さんでいうと、最賃が上がったことに伴ってワイシャツの料金を値上げしたら、お客さんが減りました。

価格転嫁できるよう、消費者に理解を求めるようにするみたいなことが書かれていますけども、そんなことできません。

皆さんどうですか。ワイシャツの料金が1枚150円から200円に値上がりしたら、回数を減らそう、自分で洗濯しようと思いますよね。

ですから、価格転嫁できる、できないという話ではなくて、B to Cの場合にはできない。

高知で最賃あたりで募集されているところは、一部製造業もありますけども、ほぼB to Cです。

私も飲食店をやっていますけども、アルバイトの人の時給が上がったので、ランチを1,000円から1,500円にしたらお客さんが来なくなるわけだから、そもそも価格転嫁ができていないとおかしいという論理がおかしい。

それから、たまたま今年の1月に東京商工リサーチさんが2023年の休廃業の件数を出してくれていましたので、資料として出させていただきました。

倒産件数についてはよく出てくるのですが、実は休廃業のほうがものすごく多い。倒産件数はそんなに多くないから、会社に支払い能力があるとおっしゃられるのはどうなのかなと思っています。

本当に休廃業されている会社も多いし、企業形態になっているところは休廃業となりますが、個人経営されているところなんかはこの数字には出てこない中で、飲食店などいろんなところがお店を閉められている。私の周りにもいっぱいいます。それが最低賃金と関係ないとも言い切れない。

確かにデータはないですが、最賃が上がりました、人手不足になりました、人が来ません、あるいはコスト増になりましたとなったときに、もう続けられないと思って辞めてらっしゃるような会社やお店は多々あるんじゃないのかなと思っています。そのあたりをご理解いただいた上で議論をお願いしたいです。

部会長 ただ今のご意見に対して、労働者側から何かございますか。

市川委員 家計補助的な働き方の方の年収の壁の問題は、理解しています。

我々は基本的には年収の壁の撤廃に向けて運動しています。

なぜそうなるのかということについてですけれども、日本社会そのものがそういう歴史を踏んできたとしか言いようがない。

家計補助的な働き方のパート・アルバイト、いわゆる非正規労働者の圧倒的多くは女性という社会構造が作られてきたけれども、現在では家計補助的な働き方ではない方が増えているということ。

いわゆる不本意非正規といわれる方が大体今12%いる。5、6年前は15から16%だったので減っているように思うけども、高齢者の割合が増えたから減ったということですよ。

本当は一般の働き方をしたいけれども、仕事がないという方が1割いる。1割が大きいかわからないか考え方はあると思いますが、そういった方がいっぱい出てきたということ。だから、最賃をセーフティネットにふさわしい水準にすべきだということが一つ。

それから、価格転嫁についてもおっしゃるとおりです。

高知は特に3次産業が多いので、B to Bではなく、B to Cだと思います。

我々労働者も消費者なので、そのマインドを変えていかないといけないとは考えていますが、そのために先立つものはお金なので、やはりこれは賃金を上げて、個人消費を伸ばすことを考えていかないといけないのではないかと考えているところです。

それから、最後に倒産の関係ですけれども、主張でも言いましたが、2019年の中賃の審議のときに、結局結論がわからないということだったんですよ。学説は影響するものもあるし、影響しないものもあるので、トータルで見ると学説的にはわからないということだったと思うんですね。

個々で見るとやっぱりおっしゃるようなことも当然あると私は思っています。

部会長 私からの質問なんですけども、この年金の壁パッケージについて、よくわからないんですが、結局賃金の総額を増加させたら企業に補助金が下りるといことですか。それは、年収の壁の撤廃とどうリンクするんでしょうか。

沖田委員 健康保険と厚生年金の基準があるんですけども。

浜田委員 130万円です。103万円が税、130万円が社会保険。

沖田委員 103万円を超えると税金が上がり、106万円以上は厚生年金や社会保険料がかかってくる、130万円で扶養を外れ、保険に入らなければいけないというのがあって、106万円を超えた場合に社会保険料がかかってくる。

その分を含めて労働者に賃金を支払えば、超えた部分を保障しましょうと

いう制度ですよ。130万円は短期的に超えたら事業主が一時的なものということ申告すれば、健康保険組合と厚生年金に入るのを猶予しますというパッケージ。

ただ、これは我々事業主側からすれば、個人の分は賃金は負担してくれるけども、事業主負担分は全然保障がないので、その分は完全に持ち出しになります。

たとえば、今まで88,000円稼いでいた人が10万円になりましたということになると、年間120万円になりますので、その時点で健康保険組合とか厚生年金に加入しないといけない人も出てきます。それに対して、十何パーセントという率の健康保険料とか厚生年金保険料が従業員にかかってきます。国は事業主はそれが嫌だから、払わないために年収の壁があると考えているようで、超えたとしても企業側の負担にならないように出しましょうというのがこの制度なんです。

本当に小手先の話で、こんなものが何になるのかと私は思っている。

市川委員 しかも、これは時限措置でしょう。撤廃が良かったと思います。

沖田委員 同じです。そこは同調できます。

宮地委員 そうですね。これが出てきたとき、もう愕然としました。

市川委員 おっしゃるとおり、あまり使わないと思います。

宮地委員 何時間働くかというのは、ご本人が決めること。会社側が「こんなのがあ
るから働いてよ」と頼んでも、「いや、私はこのくらいでいいです」と言わ
れると終わり。

市川委員 130万円が本当の壁でしょうね。

部会長 中賃の中で出ているこのパッケージの活用推進するということについて
は、労使とも思うところがあり、意見が一致する感じなんですかね。

市川委員 反対です。

沖田委員 私も反対です。ここは一致しています。

宮地委員 働き方改革とか、女性の活躍とかっていうのを一生懸命高知県も知事がや

っていますけども、それをやるんだったら、年収の壁を撤廃したほうが効果が望める。

沖田委員 少なくとも配偶者に対しては撤廃。

市川委員 この件はジェンダーの問題を抱えていると思うんです。男女平等からいうとおかしいと思います。

部会長 今ご意見いただいた部分につきましては、政府への要望の中などでも、今年は触れていきたいなと思いました。

沖田委員 もう一つ、業務改善助成金についてですが、労働局の方が非常に頑張っていて、件数は196件に増えたということで、ここは労働局さんの頑張りを評価しないといけないと思うんですが、この196件がどれだけ効果があるかを考えたときに、県内に約33,000社の企業があるんですね。そのうちの196件、0.6%弱の方にしかこの助成が効いてないということを見ると、あまり意味がないんじゃないのかなという。

当然、これを使える企業も設備投資ができる企業などに限られる。本当に困っている1名から4名程度の事業主さんで、たとえば飲食店とかいったところでは、レジを変えたからといって、そんなに人件費が変わるものでもないと思うので、このあたりの考え方をこれでよしとされたら困るなという思い。去年も言ったんですが、極端に言えば、上がった分だけ直接補助するような方法を取ってほしい。これについては、群馬県や長野県がそういった助成を行っているという去年新聞に出ていたと思う。

加重平均を1,500円にという目標のために、政府は一生懸命支援しますと言っているけれど、そこまで考えてもらわないといけないんじゃないかと思っています。

また、助成の条件が最賃発効日の前日までに賃上げを実施していることとなっているけれども、ここを意識せずに、最賃発効日を以て賃上げをしているところも多いんじゃないかと思うんですね。そこは、この制度は使えないわけですね。本来はそこに使ってもらわないといけないと考えていて、これは年度でくくるのではなくて、発効日から翌年度の発効日前日までに賃上げをし、設備投資をするというところに対して、業務改善助成金を出すようにしてあげないと、ギリギリでやっていて、最賃が上がったから仕方ないと上げているところが使えないのでは、あまり意味がない。

助成金として、最賃と直接にリンクさせて考えるべきものではないんじゃないかと強く感じています。

部会長 ただ今、業務改善助成金についてのご意見がありました。労側からこの件に関して、何かご意見はありますか。

市川委員 特にないです。

部会長 金額はさることながら、色々な視点をご提示いただきまして、ありがとうございます。

 ただ今いただきました意見も踏まえまして、新しい資料や今まで出ている資料なども再度読み込みをした上で、さらに歩み寄りのご検討をいただきたいと思います。

 先ほど使側のほうからかなり具体的な数値での歩み寄りの可能性というものもご指摘いただいたかと思しますので、それらも含めて一旦ここで中断しまして、ご検討いただけたらと思います。

(中断) 10 : 20

(再開) 11 : 37

部会長 それでは、改正審議を再開したいと思います。

 労使委員には、この間ご検討いただいたかと思しますが、検討結果につきまして、まず労働側からご説明をお願いします。

市川委員 労働側も検討いたしましたけれども、現時点では目指すべき水準の1,286円を指し値にする考えは変わっていません。

部会長 それでは、使用者側の検討結果についてご説明をお願いします。

沖田委員 最初に述べたとおりの考え方で、根拠を見て金額を定めていくということで、47円が妥当だという考えを持っております。

 ただ、そうは言いながらも、目安額が50円ですので、それを下回っていかどうかについては考えないといけないという思いがあります。

 労側の1,286円に対しても十分検討余地があるので、そのあたりの算出根拠を示していただいて、検討させていただけたらと思います。

 1,500円という一つの目安額もあるので、なぜ1,500円かについての根拠を説明できるものがあれば、資料をご提示いただければと思います。

 長いロードマップ的な賃上げについて、いつまでに目指すということができるんじゃないかと考えております。

部会長 ただ今、使用者側のほうから、1,286円ないし、1,500円の算出根拠を示し、またそのロードマップ的なものがあるようならというお話がありましたけども、それについてお示しされる予定はありますか。

市川委員 1,286円の根拠を示します。
後日資料はお渡しますけれども、大雑把にいうと、一般労働者の年収ベースにおける賃金水準の中位、100人いれば50番目のおよそ60%のところの水準ということです。

沖田委員 60%というのは何か理由があるのですか。

市川委員 ヨーロッパ、EUの基準です。相対的貧困を区分するとき、大体60%を使うということらしいです。

部会長 ただ今、ご説明いただきましたけれども、次回までに資料もお示しいただけるようであれば、お願いします

現時点では金額的なところで、大きな隔たりがあるというふうに見ております。

今回はさらに踏み込んで歩み寄りをお願いしたいと考えております。

次回の審議会についてですけれども、明日の午前9時30分からを予定しておりましたが、先ほど根拠を示してほしいというお話もありましたし、これからお話しする政府や労働局に対する要望などについても、検討を始めていただきたいと思いますので、明日の審議会は休会とさせていただいて、その翌日のあさって、8月8日の9時30分から第4回専門部会を開催したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

異議なし

部会長 それでは、明日は休会で、明後日の8月8日、午前9時30分から開催ということで、お願いします。

引き上げ額がどのような金額になるにしても、政府や労働局への要望は重要かと思われま。

今回資料として、提出いただきました年収の壁支援強化パッケージというようなものであったりとか、前々回から示されている資料などを含めまして、昨年の答申なども参考にしながら、要望案も検討したいと思っておりますので、労使それぞれ要望のこともおまとめいただければ助かります。

沖田委員 1,500円の根拠ってというのは局側で示すことはできないんですかね。

部会長 政府の示した1,500円ということですか。

市川委員 難しいのではないのでしょうか。

沖田委員 岸田首相の中にあるものなんですかね。

思いつきで言っているとは思えないので、何か根拠があって1,500円とされたのではないかと思うのですが。

部会長 政府のいう1,500円というものについての資料があるようであれば、お示しいただければと思います。

以上で、本日予定していた議題は終了しましたが、ほかに何かございますか。

意見なし

部会長 特にないようですので、本日の専門部会は終了いたします。

[閉会] 午前11時44分